

# 身障者用駐車場利用証制度における協力事項

当制度の協力施設として参加していただける場合は、下記の協力をお願いします。

## 1 既存の身障者用駐車場について

貴施設（店舗）の身障者用駐車場を当制度の対象駐車区画として位置付けていただくよう御協力ください。

## 2 現在は身障者用駐車場としていない駐車場について

（各施設の判断で可能な場合は御協力ください）

施設出入口付近の駐車場（幅が広くない駐車区画）についても、できる範囲で制度の対象駐車区画として位置付けていただくよう御協力ください。

なお、必ずしも駐車場幅を広げる必要はありません。





## 3 対象駐車区画の掲示

対象駐車区画であることが分かるよう、県内統一の案内表示用ステッカー（A2版、A3版）を配付しますので、ステッカーを既存の立て看板等に貼るか若しくは、カラーコーン等を活用して掲示してください。

## 4 その他

- ・制度運用開始後、対象駐車区画に利用証を表示していない車両が駐車していた場合には、注意を促してください。
- ・身障者用駐車場等の利用状況を把握し、対象駐車区画の確保に努めてください。

（参 考）

利 用 証			案内表示用ステッカー
赤 色	緑 色	オレンジ色	
			
車椅子常時利用者 【有効期間：5年間】	障害者・高齢者・難病の方 【有効期間：5年間】	一時的に歩行困難な方 【有効期間：1年未満】	既存の立て看板に貼るなどして表示してください。

※ 赤色の利用証は車椅子常時利用者で自分で車を運転する方です。